

平成 27 年度 第 12 回 SD 研修会

| | |
|--|--|
| 日 時 | 平成 28 年 3 月 24 日 (木) 16 : 00 ~ 16 : 45 |
| 場 所 | 宮崎国際大学 2 号館 107 教室 |
| 進 行 | 大坪産業医 |
| 出席者 | 9 名 |
| 研 修 内 容 | |
| <p>「ストレスチェック・メンタルヘルス対策」について、産業医の大坪先生を講師に迎え研修会を実施した。本会には教員 20 名も参加した。</p> <p>1. ストレスチェック制度の導入目的</p> <p>労働者が自分のストレスの状態を知ること、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらったり、職場の改善につなげたりすることで、<u>「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止する。</u></p> <p>2. 実施時期</p> <p>2015 年 12 月 1 日から 2016 年 11 月 30 日までの間に全ての労働者に対して 1 回目を実施。本学では 5 ~ 7 月を予定している。</p> <p>3. 実施手順</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 質問票の配布・記入 (57 項目)(2) ストレス状況の評価・医師の面接指導の要否の判定(3) 本人に結果を通知(4) 本人または医師から面接指導の申出(5) 医師による面接指導の実施(6) 就業上の措置の要否・内容について医師から意見聴取(7) 就業上の措置の実施 <p>4. プライバシーの保護</p> <p>ストレスチェックや面接指導で個人情報を取り扱った者には、法律で守秘義務が課され、違反した場合は刑罰の対象となる。</p> <p>5. その他</p> <p>ストレスチェックと面接指導の実施状況は、労働基準監督署に報告しなければならない</p> | |